

戸籍法等の改正に関する要綱案（案）についての補足説明

（前注）本部会資料では、要綱案（案）を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載した。また、部会資料12-1からの変更点に下線を付した。

第1 氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化に関する事項

1 戸籍の記載事項への追加

戸籍法第13条に規定する戸籍の記載事項として「氏名を片仮名等で表記したもの（以下「仮名表記」という。）」を追加するものとする。

（注）氏名の仮名表記に用いるのは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）本文第1に定められた直音、拗音、撥音、促音を片仮名に変換したもののほか、片仮名表記の小書き及び長音記号等とする。

2 氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性

氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、戸籍法に「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という趣旨の規定を設けるものとする。

（補足説明）

1 本文について

前回会議において、本文の規律につき、制約的・萎縮的に受け取られることが懸念されることから、「一般に認められているもの」に代えて「一般に認められるもの」とし、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるものでなければならない」とすることが考えられる旨の意見が複数あった。

氏名の仮名表記の範囲については、社会において受容され又は慣用されているかという観点から審査することを想定しているところ、許容性の基準は、市区町村（戸籍事務管掌者）ではなく、あくまでも社会一般によって形成されるものと考えられる。

こうした審査の性質を正確に表現するためには、「社会において受容され又は慣用されている」という表現と同様に、「一般に認められている」という表現の方が適切であると考えられる上、戸籍の届出の時に「一般に認められている」かを判断するに当たっては、様々な社会情勢の変化等を踏まえ、その時点における許容性を判断することになる。また、「一般に認められている」については、法律における用例があるものの、「一般に認められる」については、法律における用例が見当たらない。加えて、法制上、「一般に認められている」読み方の場合には、例え

ば、氏名以外のものの読み方として実際に用いられている例に関する資料を疎明資料とすることが想定されるものの、「一般に認められる」読み方の場合には、そうした疎明資料が観念しづらいと考えられる。

以上を踏まえ、従前と同様に、「一般に認められている」とする案を提案している。

2 想定される運用

本文の規律における一般に認められている読み方かどうかは、名に名乗り訓が多用されてきた歴史的経緯も念頭に入れ、社会において受容され又は慣用されているかという観点から、常用漢字表又はその付表に掲載されているものや、漢和辞典など一般の辞書に掲載されているものについては、幅広く認めることが考えられ、一般の辞書に掲載されていない読み方についても、届出人に説明を求め、一般に認められているものといえるかどうかを判断することが考えられる。

なお、一般の辞書に掲載されていない読み方の許容性を判断する基準として、例えば、①漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方、②読み違い（書き違い）かどうか判然としない読み方、③漢字の意味や読み方との関連性をおよそ（又は全く）認めることができない読み方など、社会を混乱させるものについては、一般に認められている読み方として許容されないとすることが考えられる。

以上について、法務省民事局長通達等で運用の全体像を示すことを想定している。

第2 氏名の仮名表記の収集に関する事項

1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集等について

(1) 戸籍の届書の記載事項（戸籍法第29条）に届出事件の本人の「氏名の仮名表記」を追加するとともに、棄児発見調書（戸籍法第57条第2項）の記載事項に「氏名の仮名表記」を追加し、氏又は名が初めて戸籍に記載される者の氏名の仮名表記を戸籍に記載するものとする。

(2) 届書の記載事項の整理

届出人と届出事件の本人が同一である場合にも、戸籍法第29条に規定する戸籍の届書の記載事項として「届出事件の本人の氏名」を明記するものとする。

(補足説明)

1 本文(2)について

前回会議において、本文(2)の事項は氏名の仮名表記の収集に関するものではないことから、記載する場所について検討すべきである旨の指摘があった。

本文(2)の事項については、本文(1)による戸籍法第29条の見直しを契機として届書の記載事項を整理するものであり、本文(1)と同様に戸籍法第29条に関するものであることから、本文(1)と併せて記載することとしたものである。

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集について

経過措置として、次のような趣旨の規律を設けるものとする。

- (1) 新法の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「戸籍の筆頭者」という。）は氏の仮名表記の届出を、戸籍に記載されている者は名の仮名表記の届出を、それぞれ施行日から1年以内にすることができるものとする。
- (2) 戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除籍された者を除く。）が施行日から1年以内に限り、氏の仮名表記の届出をすることができるものとする（既に当該戸籍について(1)の氏の仮名表記の届出がされた場合を除く。）。
- (3) 新法の施行の際現に戸籍に記載されている者（戸籍の筆頭者を除く。）であって、施行日以後に新戸籍の筆頭に記載されるものは、施行日から1年以内に限り、氏の仮名表記の届出をすることができるものとする（新戸籍に記載される氏について、既に(1)又は(2)の氏の仮名表記の届出がされた場合を除く。）。
- (4) 本籍地の市町村長は、施行日から1年を経過した日に、氏名の仮名表記を戸籍に記載するものとする（氏の仮名表記については、(1)、(2)又は(3)の届出がされた場合を除く。名の仮名表記については、(1)の届出がされた場合を除く。）。
- (5) 本籍地の市町村長は、施行日後遅滞なく、戸籍に記載されている者に対し、(4)により記載しようとする氏名の仮名表記を通知するものとする（あらかじめ通知することが困難である場合を除く。）。
- (6) 戸籍の筆頭者は(4)により記載された氏の仮名表記について、戸籍に記載された者は(4)により記載された名の仮名表記について、それぞれ一度に限り、家庭裁判所の許可を要せず、届出のみで変更することができるものとする。
氏の仮名表記の変更の届出について、戸籍の筆頭者に配偶者があるときは、配偶者ととも当該届出をしなければならないものとする。
- (7) (6)により氏の仮名表記の変更の届出をすることができる戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除籍された者を除く。）が氏の仮名表記の変更の届出をすることができるものとする（既に当該戸籍について(5)又は(6)の氏の仮名表記の変更の届出がされた場合を除く。）。
- (8) (1)、(2)、(3)、(6)又は(7)により、戸籍の筆頭者又は戸籍に記載されている者が、氏名の仮名表記として、一般に認められている読み方以外の読み方によるものを届け出る場合には、現に使用していることを証する書面を提出しなければならないものとする。

(補足説明)

1 氏の仮名表記に係る届出人（本文(1)の規律）

前回会議において、本文(1)の規律につき、氏の仮名表記に係る届出人を戸籍の筆頭者としている点に関し、筆頭者が失踪中である場合の対応について改めて検討すべきであるとの意見があった。

この点、筆頭者が所在不明であるが失踪宣告を受けるに至っていない場合、所在不明の理由によっては、所在不明となっている筆頭者から届出がされる可能性も一応あり得る。

また、氏名の仮名表記の届出は施行日から1年以内に行われることを想定しており、その間、当該届出に係る審査を始めとして、戸籍事務が全体的に増加することが見込まれるところ、筆頭者が所在不明の場合（失踪宣告を受けるに至っていない場合）には配偶者又は子が届出をすることができる旨の規律を設けることとすると、届出に際し、「筆頭者が所在不明である」と認められるか否かについて、実質的な審査が必要となり、市町村窓口における審査の負担が更に増加することから、そのような規律を設けることは相当でないと考えられる。

なお、筆頭者と配偶者による共同の届出が必要であるとされている氏の変更届（戸籍法第107条第1項）及び転籍届（戸籍法第108条第1項）について、いずれか一方が所在不明・意思能力の欠缺等により表意不能のときは、他方のみが届出人となることができると解されていることから（青木義人・大森政輔著「全訂戸籍法」441～442、446ページ、昭和23年2月20日付民事甲第87号民事局長回答）、職権記載された氏の振り仮名の変更についても同様であると考えられる。

2 職権記載に際しての通知（本文(5)の規律）

これまでの会議において、本文(4)による職権記載に当たり、国民に対し、事前に通知を送付すべきとの意見が複数あった。

職権記載に当たっては、住民票において便宜的に記載されているふりがな情報を参考情報として利用することを想定しているところ、当該ふりがな情報は、必ずしも本人の確認を経たものではなく公証されたものでもないことから、あらかじめ、国民に対し、届出がされない場合に職権記載されることが見込まれる氏名の仮名表記を通知し、当該仮名表記を認識する機会を確保することが望ましいと考えられる。

そこで、本文(5)のとおり、本籍地の市町村長が、施行日後遅滞なく、戸籍に記載されている者に対し、職権記載する予定の氏名の仮名表記を通知する旨の規律を設けることが考えられる。なお、住所地を確認することができない場合など、あらかじめ通知することが困難である場合は、通知を要しないものとする。

通知の方法については、書面によるもののほか、マイナポータルのお知らせ機能を用いる方法についても検討しており、詳細については、引き続き、関係省庁とともに検討・調整を進める予定である。

3 職権記載された氏名の仮名表記の変更に係る規律の必要性（本文(6)及び(7)の規律）

前回会議において、職権記載に当たり、国民に対し、事前に通知を送付することを前提とすれば、職権記載された氏名の仮名表記の変更に係る規律は不要ではないかとの意見があった。また、個人の特定の観点から、本人による確認を経た氏名の仮名表記と職権記載された氏名の仮名表記が混在し続けることについて懸念がある旨の意見があった。

この点、住所地が明らかでない者については、通知の対象から除外されているほか、住所地に宛てて通知を発送したとしても届かない場合や通知が届いても内容を十分に確認しない者も一定程度存在することが想定される。したがって、職権記載された氏名の仮名表記が本人が実際に使用するものと異なる場合があり得るところ、本人がそのことを認識した時点で、実際に使用するものに速やかに変更されることが望ましいことから、簡易な変更手続を設ける必要性があるものと考えられる。

また、職権記載された氏名の仮名表記の変更に係る規律は、施行日において現に戸籍に記載されている者についてのみ適用される経過規定である上、氏名の仮名表記が戸籍事項証明書、住民票の写しのほか、個人番号カードにも記載される方向で検討されていることを考慮すれば、氏名の仮名表記が職権記載された場合に、本人が当該仮名表記を認識し得る機会は多くなるものと考えられ、当該仮名表記が実際に使用するものと異なる場合には、本人確認等の手続における不都合を回避するため、実際に使用するものに変更する手続が採られることが期待できると考えられる。

4 現に使用していることを証する書面（本文(8)の規律）

前回会議において、本文(8)の規律は、職権記載された氏名の仮名表記の変更に際し、変更後の仮名表記として、一般に認められている読み方以外の読み方によるものを届け出る場合にも適用すべきではないかとの指摘があった。

これを踏まえ、本文(8)の規律については、職権記載された氏名の仮名表記の変更に係る規律（本文(6)及び(7)の規律）についても適用されることを明記した。

第3 氏名の仮名表記の変更に係る事項

1 氏又は名の変更に伴わない場合の規律

戸籍法に次のような趣旨の規律を設けるものとする。

- (1) やむを得ない事由によって氏の仮名表記を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。
- (2) 正当な事由によって名の仮名表記を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

2 氏又は名の変更に伴う場合の規律

戸籍法第107条及び第107条の2の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 戸籍法第107条第1項の規定により氏を変更しようとするときは、氏及び氏の仮名表記を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏及び氏の仮名表記を届け出なければならない。
- (2) 戸籍法第107条第2項の規定により外国人配偶者の称している氏に変更しようとするときは、婚姻の日から6か月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨及び変更しようとする氏の仮名表記を届け出ることができる。
- (3) 戸籍法第107条の2の規定により名を変更しようとする者は、名及び名の仮名表記を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の仮名表記を届け出なければならない。

第4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。